重要事項説明書

指定(介護予防)短期入所生活介護

社会福祉法人 郁慈会

特別養護老人ホーム郁楽苑

令和 8 年 8 月 1 日 改訂版

1. 事業主体に関すること

名　　称　　社会福祉法人　郁慈会

所 在 地　　奈良県北葛城郡上牧町大字上牧4244

代表者名　　服部　勝悟

電話番号　0745－76－7888　　FAX 0745－76－5555

2. 事業の目的

社会福祉法人郁慈会が開設する、指定(介護予防)短期入所生活介護の事業の適切な運営及び、利用者に対する適切な指定(介護予防)短期入所生活介護の提供を確保するため、人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定(介護予防)短期生活介護を提供することを目的とします。

3. 運営方針

要(支援)介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限りその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の(支援)介護その他の日常生活上の世話及び、機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。

4. 施設に関すること

指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)・介護老人保健施設(老健)とは、身体上または精神上、著しい障害があるため常時の介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難な者に対しサービスを提供する施設です。施設利用するためには、介護保険制度における要介護認定を受けていただく必要があります。

5. 施設概要

施 設 名	施設種別	入所定員	ショートステイ	開設年月	指定番号
郁 慈 苑	特別養護老人ホーム	100	6	昭和62年5月	2973100049
郁 徳 苑	特別養護老人ホーム	154	12	平成3年9月	2973100031
郁 愛 苑	特別養護老人ホーム	50	10	平成6年8月	2973100064
郁 楽 苑	特別養護老人ホーム	150	10	平成11年4月	2973100056
ユートピアゆり	老人保健施設	62	デイケア40	平成2年4月	2951580014
フローレンス薬師山	ケアハウス	30		平成6年10月	
愛の故郷	ケアハウス	50		平成14年4月	
郁慈会居宅介護支援事業所				平成24年1月	2973100403

6. 施設利用の条件

・ 施設利用にあたっては、「**要介護または要支援**」と認定された方が対象となります。 重要事項説明の後、「契約書」を取り交わして頂きます。

・ 入院、治療を必要とする方はご利用いただけません。

7. 従業者の員数及び設備の概要

看護・介護職員の配置については、利用者:職員数＝3 ： 1 以上

■従業者の員数（令和 8 年 8 月 1 日現在実数）

職種	業務	員数	主たる勤務時間
施設長	従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理	1	8:45～17:00
医師	利用者の健康管理及び療養上の指導	1	火曜日 13:00～15:30 土曜日 9:30～11:30
生活相談員	利用者の生活相談、苦情への対応及び処遇の企画や実施	2	8:45～17:00
介護支援専門員	利用者のケアアセスメント及び施設サービス計画原案の作成	6	（兼務）
介護職員	利用者の日常生活全般にわたる介護業務	53	二交代制変則勤務
看護職員	利用者の保健衛生管理および看護業務	9.	8:45～18:00
機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能の改善、または減退を防止するための訓練	1	（兼務）
栄養士	利用者の個別栄養マネジメント計画作成、献立作成、栄養指導	3	8:45～17:00
事務員	庶務・用務及び会計に関する事務処理	2	8:45～17:00

■設備の概要

設備種別		個数	その他
1F	4 人部屋	15	
2F	4 人部屋	14	
3F	個室(従来型個室)	45	
食堂、D ルーム(機能訓練室)		3	
浴室、脱衣室	個浴、座位式特殊浴槽、臥位式特殊浴槽	3	
洗面所及び便所	共同型、個別型	9	
医務室		1	1F に配置
静養室		1	1F に配置
看取り室		1	2F に配置

8.費用と提供するサービスについて

■併設型(介護予防)短期入所生活介護費 (介護保険給付対象)　　1日あたりの単位数

要支援 1	要支援 2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
451 単位	561 単位	603 単位	672 単位	745 単位	815 単位	884 単位

■当施設の管理体制に応じて必要となる加算(介護保険給付対象)

看護体制加算(Ⅰ)	4 単位／日	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22 単位／日
看護体制加算(Ⅱ)	8 単位／日	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18 単位／日
看護体制加算(Ⅲ)	12 単位／日	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6 単位／日
看護体制加算(Ⅳ)	23 単位／日	機能訓練体制加算	12 単位／日
夜勤職員配置加算(Ⅰ)	13 単位／日	個別機能訓練加算	56 単位／日
夜勤職員配置加算(Ⅲ)	15 単位／日	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位／月
医療連携強化加算	58 単位／日	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位／月
緊急短期入所受入加算	90 単位／日	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3 単位／日
7 日上限(やむを得ない事情がある場合 14 日)		認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4 単位／日
看取り連携体制加算	64 単位／日	口腔連携強化加算	50 単位／回
療養食加算	8 単位／1 食	若年性認知症利用者受入加算	120 単位／日
送迎加算	184 単位／回	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 単位／日
長期利用者に対する減算	－30 単位／日	(7 日上限)	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ上記により算定した1月あたりの総単位数に 176／1000 に相当する単位数			

※上牧町は地域区分 7 級地に当たるため 1 単位あたり 10.17 円を乗じた額のうち、介護保険負担割合証に記載された割合をご負担頂きます。

★送迎範囲★ 片道 10km以内 (上牧町、王寺町、斑鳩町、三郷町、河合町、広陵町、大和高田市、香芝市)

■食 費(介護保険給付対象外)

利用者負担段階	第 1 段階	300 円／日	食費全額自己負担の場合、		
	第 2 段階	600 円／日	第1段階から第3段階までの方の食費内訳		
	第 3 段階①	1,030 円／日	朝食 400 円 昼食 573 円 夕食 572 円		
	第 3 段階②	1,360 円／日			
	第 4 段階		朝食 430 円	昼食 710 円	夕食 710 円

■滞在費(介護保険給付対象外)

負担段階	第 1 段階	多床室	0 円／1 日	個室	
	第 2 段階		430 円／1 日		480 円／1 日
	第 3 段階①		430 円／1 日		880 円／1 日
	第 3 段階②		530 円／1 日		980 円／1 日
	第 4 段階		915 円／1 日		1,231 円／1 日

食費・居住費については、負担の軽減制度があります。
詳しくは、保険者(市町村)にお問い合わせ下さい。

その他の利用費一覧(介護保険給付対象外)

項　目	内　　容	利用料金
日常生活上 必要となる 諸費用	利用者の希望により、身の回り品として日常生活に最低限必要と考えられる物品を施設が提供する場合に係る費用です。 (口腔ケア用品・綿棒等の整容用品・保湿剤等)	400 円／日
おやつ代	利用者の希望によりおやつ代として材料費相当額をご負担していただきます。	180 円／日
理容・美容費	理美容師の出張による理髪・美容のサービスをご利用いただけます。	業者の指定 する金額
光熱費 (居住費外)	利用者が個人的に使用する電気機器の持込があった場合に1機器につき 10 円／日 レンタルテレビ(本体及び電気代)110 円／日をご負担いただきます。	
エンゼルセット (死後処置料)	施設内でお亡くなりになり、処置等を行った場合は右記の料金を負担していただきます。	15,000 円
文書料	施設内でお亡くなりになり、医師が死亡確認を行った場合は右記の料金を負担していただきます。	5,000 円

■別途必要となる費用(実費相当額)

レクリエーション等の材料費、嗜好品購入費等

【料金改定等】

介護給付対象のサービス利用料金については、介護給付費体系の変更があった場合、変更になります。

給付対象外のサービス利用料金については、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、事前の説明をした上で、料金を変更する事があります。

利用料のうち、介護保険一部負担額については医療費控除の対象となる場合があります。

【提供するサービス】

食　事 … (管理)栄養士を配置し、栄養面ならびに利用者の身体状況・嗜好を考慮します。また可能な範囲で療養食にも対応します。
自立支援の為に、離床し食堂で食事をとって頂くことを原則とします。

入　浴 … 入浴は週2回以上行います。身体状況により、清拭等も行います。

自立への支援 … 寝たきり・じょくそう防止のため、離床に努めます。
生活のリズムを考え、個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助いたします。

感染症・介護事故への対応 … 感染症・介護事故に対する、予防および安全管理体制の確保に努めます。
また、事故等が発生した際には、身元引受人及び関係諸機関(医療機関・行政機関等)と連携を取り、速やかな対応に努めます。(※万が一、感染症等が発生した場合には、利用を制限させて頂く場合があります)

身体拘束の廃止 … 原則として、身体拘束は行いません。緊急やむを得なく身体拘束等を行う際には、その状況や理由等を記録・説明した上で、利用者もしくは身元引受人の同意を頂くこととします。

サービス提供体制等 … より良いサービスを提供する為、手厚い職員配置に努めます。
(※常勤職員・有資格者の配置や基準を上回る人員配置等)

認知症ケアへの取り組み … 若年性認知症患者の受け入れや、専門的な認知症ケアに取り組みます。

看護体制について … 看護師を適切に配置し、協力医療機関である服部記念病院、奈良友紘会病院、信貴山病院とも連携しながら、看護を実施します。

看護職員と介護職員の連携による医療的ケアの連携 … 厚生労働省の通知(平成 22 年 4 月 1 日医政発 0401 第 17 号厚生労働省医政局長通知)を受け、利用者に対する以下のケアの一部の行為を、嘱託の担当医師・看護職員の指示の下、看護職員と介護職員が協働して実施します。

1. 口腔内(咽頭の手前まで)のたんの吸引
2. 胃ろうによる経管栄養(栄養チューブ等の接続・注入開始を除く)

協力医療機関との連携体制

医療連携体制を構築するため、病歴等の情報を協力医療機関に提供させて頂きます。

【虐待の防止のための措置に関する事項】

1.事業所は、利用者の人権擁護及び虐待等の防止のための次の措置を講ずるものとする。

①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。

②虐待の防止のための指針を整備する。

③従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

④前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

⑤利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。

⑥その他虐待防止のために必要な措置。

2.事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等、高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

【苦情相談窓口】

◆サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

・苦情受付窓口:各施設内事務所(相談室) 直通 9:00～17:00 (℡0745-43-6246)
担当者:施設長、副施設長及び生活相談員

・苦情解決責任者:伊藤 尚弘(統括施設長)

・第三者委員:松浦 さやか(行政書士)奈良市芝辻町 4-1-9 芝辻石橋ビル 201

森川　　進（地域住民代表）北葛城郡上牧町ゆりが丘 1-1-14

◆公的機関においても、次の機関において苦情相談の申し出が出来ます。

・奈良県国民健康保険団体連合会 （相談専用℡0744-21-6811／ﾌﾘｰﾀﾞｲﾔﾙ 0120-21-6899）

・奈良県運営適正化委員会 （℡0744-29-1212）

・上牧町役場生き活き対策課介護保険係　（℡0745-79-2020）

【非常災害対策】

利用者へ介護サービス等の提供中に天災、その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとります。また、非常災害に備え、定期的に避難訓練を行います。

防災設備：スプリンクラー、消火器、消火用放水栓等

防災訓練：年 2 回実施（内 1 回夜間想定）

【第三者評価】

評価機関による第三者評価は実施していません。

【その他】

・身元引受人には、利用料の支払い・当施設からの連絡や報告等への対応など、**利用者に関わるすべての事**について、当施設と連携を取って頂くこととなります。

・身元引受人の連絡先(住所・電話番号等)に変更が生じた際には、速やかに当施設までご連絡ください。

・『身元引受人とスムーズな連携が取れなくなった』と、**当施設が判断**した際には、**身元引受人の交代(変更)**をお願いする場合があります。